

解答解説

2024最終・社福国試対策

権利擁護を支える法制度（37～42）、地域福祉と包括的支援体制

（43～51）、障がい福祉（52～57）

【権利擁護を支える法制度】

問題 37 福祉施設・職員の行為に関する次の記述のうち、その適否を考えるに当たり、憲法13条の人格権やプライバシー権が直接の根拠となるものとして、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 利用者が信じる宗教の経典の持ち込みを禁止すること
2. 利用者が拒否する作業を強要すること
3. 利用者の承諾なしに施設の案内パンフレットにその顔写真を掲載すること
4. 利用者の承諾なしに施設協力費を預り金から徴収すること
5. 利用者が施設批判をしたことを理由に退所を求めるこ

問題 37 解説・引用

【正答】3

1. 適切でない。憲法第20条（信教の自由）の第1項に「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特權を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」と規定されており、利用者が信じる宗教の経典の持ち込みを禁止することはこの条項に抵触する。（『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P29参照）
2. 適切でない。憲法第18条（奴隸的拘束及び苦役からの自由）に「何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服せられない」と規定されており、利用者が拒否する作業の強要はこの条項に抵触すると考えられる。（『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P30参照）
3. 適切。憲法第13条（個人の尊重）に「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定されている。SNS等の普及により情報化社会が進み、プライバシーの権利、肖像権、環境権等の権利性が重視されるようになり、「新しい権利」とも呼ばれている。よって利用者の承諾なしに顔写真等が掲載されることはこの「新しい権利」の侵害となる。裁判等になれば「新しい権利」の適否を考えるあたり、第13条の「個人の尊重」が根拠とされるといわれている。（『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P26、27参照）
4. 適切でない。介護保険施設、障害者福祉サービス等における日常生活を要する費用の取り扱いについての厚生労働省からの通知において、「お世話料」「管理協力費」「共益費」等といった「あいまいな名目」の費用の徴収は認められていない。（『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P29参照）
5. 適切でない。社会福祉法が根拠とされる。社会福祉法第82条（社会福祉事業の経営者による苦情の解決）に「社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等から苦情に適切な解決に努めなければならない」と規定されている。よって、社会福祉施設・職員として、施設批判、苦情があった場合にその解決に積極的に取り組む姿勢が必要である。（『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P138、148、149参照）

問題 38 行政手続法に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 行政指導の範囲は、その行政機関の任務又は所掌事務に限られない。
2. 行政指導の内容は、相手方の任意の協力がなくても実現可能である。
3. 行政指導の担当者は、相手方に対し、指導内容以外を明らかにする義務はない。
4. 行政指導の根拠となる法律は、行政手続法に限られない。
5. 行政指導に従わなかったことを理由に、相手方に不利益処分を行うことができる。

問題 38 解説・引用

【正答】4

1. 誤り。行政指導の範囲は、該当行政機関の任務または所掌事務の範囲を逸脱してはならないとされている。
行政手続法第32条（行政指導の一般原則）第1項に「行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない」と規定されている。
(『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P87参照)
2. 誤り。行政指導の内容は相手方の任意の協力が必要である。選択肢1の解説と同様、行政手続法第32条（行政指導の一般原則）第1項に「行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない」と規定されている。(『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P87参照)
3. 誤り。行政指導の担当者は相手方に対し、指導内容以外も明らかにする義務がある。行政手続法第35条（行政指導の方式）第1項に「行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない」と規定されており、行政指導がどのような目的でどのようなことを求めているかという趣旨および内容と、その行政指導が行政機関のどの部署等の判断によるものであるのかという責任の所在（責任者）を明確に示さなければならないとされている。(『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P88参照)
4. 正しい。行政手続法第1条（目的）第2項に「処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に關しこの法律に規定する事項について、他の法律に特別の定めがある場合は、その定めるところによる」と規定されている。行政手続法は手続きについての一般法であり、行政指導の指導致体の根拠となる法律は行政手続法に限られるものではない。(『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P85参照)
5. 誤り。行政指導に従わなかったことを理由に、相手方に不利益処分を行うことはできない。行政手続法第32条（行政指導の一般原則）第2項に「行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない」と規定されている。(『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P87参照)

問題 39 法定後見における補助に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 補助開始の審判には、本人の同意は必要とされない。
2. 補助の開始には、精神の状況につき鑑定が必要とされている。
3. 被補助人は社会福祉士になることができない。
4. 補助監督人がいない場合で利益相反するときには、補助人は臨時補助人の選任を請求しなければならない。
5. 複数の補助人がいる場合、補助人は共同して同意権行使しなければならない。

問題 39 解説・引用

【正答】4

1. 誤り。補助の対象者は、民法第15条（補助開始の審判）第1項に「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な者」とされているが、同法第15条第2項に「本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない」と規定されている。後見の対象者（精神上の障害により事理を弁識する能力を著しく不十分な者）、保佐の対象者（精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者）に対する審判を開始する場合は、同法第7条および第11条に本人の同意が必要であるとは規定されていない。（『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P111, 112参照）
2. 誤り。補助の開始には鑑定は必要とされていない。後見開始の審判において、家事事件手続法第119条第1項、保佐開始の審判において同法第133条に鑑定が必要であると規定されているが、補助開始の審判においては同法第138条で「家庭裁判所は、被補助人となるべき者の精神の状況につき医師その他適当な者の意見を聴かなければ、補助開始の審判をすることができない」と規定されており、鑑定が必要とはされていない。（『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P111, 112参照）
3. 誤り。被補助人は社会福祉士になることができないという欠格条項はない。社会福祉士及び介護福祉士法第3条（欠格条項）には、成年被後見人または被保佐人、禁錮以上の刑に処せられているなどに該当する者は、社会福祉士または介護福祉士になることができないと規定されている。（『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P114参照）
4. 正しい。民法第876条の7（補助人及び臨時補助人の選任等）の第3項に「補助人又はその代表する者と被補助人との利益が相反する行為については、補助人は、臨時補助人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。ただし、補助監督人がある場合は、この限りでない」と規定されている。（『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P118参照）
5. 誤り。複数の補助人がいる場合であっても、必ずしも共同して同意権行使しなくてもよい。民法第859条の2（成年後見人が数人ある場合の権限の行使等）第1項に「成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、数人の成年後見人が、共同して又は事務に分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる」、また、第3項に「成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる」と規定されており、この条文は補助人に対しても準用される。（『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P120参照）

問題 40 日常生活自立支援事業に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 精神障害者保健福祉手帳を所持していなければ、この事業を利用することができない。
2. この事業の実施主体は、利用者が不適切な売買契約を実施した場合、それを取り消すことができる。
3. この事業の契約期間を定めた場合、利用者は期間の途中で解約できない。
4. 住民票の届出に関する援助は、この事業の対象外である。
5. 福祉サービスについての苦情解決制度の利用援助を行うことは、この事業の対象となる。

問題 40 解説・引用

【正答】 5

1. 誤り。日常生活自立支援事業の対象となるのは、①判断能力が不十分であるために、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を適切に行うことが困難であり、②日常生活自立支援事業の利用契約を締結する能力を有する、という2つの条件を満たす者である。特に精神障害者保健福祉手帳を所持していなければ、この事業を利用することができないといった規定は存在しない。
(『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P135参照)
2. 誤り。本事業の具体的な援助内容は、①福祉サービスの利用援助（福祉サービスの利用、苦情解決制度の利用、住宅改造・居住家屋の賃借・住民票の届出等行政手続きに関する援助、福祉サービスの利用料支払いの手続き）、②日常的金銭管理サービス（年金等の受領の手続き、医療費・税金・社会保険料・公共料金の支払い手続き、日用品等の代金支払いの手続き、預金の払い戻し・解約・預け入れの手続き等）、③書類等の預かりサービス（年金証書、預貯金通帳、権利証、保険証書、実印・銀行印等の預かり），となっている。利用者が不適切な売買契約を実施した場合、行政の消費者相談窓口に相談し、消費者基本法や消費者契約法に基づく手段をとることになるが、本事業では、契約そのものを取り消すことができるような権限はない。
(『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P135参照)
3. 誤り。この事業の実施主体は、各都道府県・指定都市の社会福祉協議会であり、事業の一部を市区町村社会福祉協議会に委託できるとされている。契約内容や本人の判断能力等の確認を行う「契約締結審査会」及び運営の適正さを確保するための監督を行う第三者機関である「運営適正化委員会」が設置されており、実施主体と利用者の間で締結された契約に関しては、事業の契約期間を定めた場合であっても、利用者は期間の途中で解約できないといった利用者側に不利になるような規定は、現実的に契約上存在しないものと思われる。
(『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P134参照)
4. 誤り。本事業の援助内容には、選択肢2の項目でも述べた「住民票の届出等行政手続きに関する援助」が含まれるため、「住民票の届出に関する援助は、この事業の対象外である」という記述は誤りである。
(『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P135参照)
5. 正しい。選択肢2で述べたとおり、本事業の援助内容に、「苦情解決制度の利用援助」が規定されているため、福祉サービスについての苦情解決制度の利用援助を行うことは、この事業の対象となる。
(『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P135参照)

問題 41 任意後見契約に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 任意後見契約は、任意後見契約の締結によって直ちに効力が生じる。
2. 任意後見契約の締結は、法務局において行う必要がある。
3. 任意後見契約の解除は、任意後見監督人の選任後も、公証人の認証を受けた書面によってできる。
4. 任意後見人と本人との利益が相反する場合は、特別代理人を選任する必要がある。
5. 任意後見人の配偶者であることは、任意後見監督人の欠格事由に該当する。

問題 41 解説・引用

【正答】5

1. 適切でない。任意後見契約の効力は家庭裁判所の審判によって任意後見監督人が選任されたときからその効力を発揮する。（『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P123参照）
2. 適切でない。任意後見契約の締結は、公正証書によって行う必要がある（任意後見契約に関する法律3条）。そもそも公正証書とは個人（個人又は会社その他の法人）からの嘱託により、公証人がその権限に基づいて作成する文書のことである。公証人とは、法務省の地方支分部局である法務局又は地方法務局に所属し、法務大臣が指定する所属法務局の管轄区域内に公証役場を設置して事務を行い、公証人役場で任意後見契約の締結を行う事になる。つまり法務局には所属しているものの法務局そのものではない。また病気などで公証役場に出向くことができないとき、必要な経費と手数料を支払う上で公証人が、自宅や病院に出張して公正証書を作成することができる。（『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P123参照）
3. 適切でない。任意後見契約の解除は、任意後見監督人の選任前と選任後で手続きが異なる。選択肢の内容は、任意後見監督人選任前の手続きを説明したものである。任意後見監督人の選任前であれば、本人や任意後見受任者は公証人の認証を受けた書面によりいつでも任意後見契約を解除することができる（任意後見契約に関する法律9条1項）。しかし、任意後見監督人の選任後は、本人や任意後見受任者に正当な理由がある場合に限られる。また、家庭裁判所の許可を得なければ任意後見契約を解除することはできない（任意後見契約に関する法律9条2項）。（『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P125参照）
4. 適切でない。設問にある状況は、「利益相反行為」と呼ばれる状況であるが、任意後見人との利益相反があった場合は、任意後見監督人が本人の利益を代表する役割を果たすため（任意後見契約に関する法律第7条1項），特別代理人を選任する必要はない。（『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P124参照）
5. 適切。任意後見受任者または任意後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、任意後見監督人となることができない（任意後見契約に関する法律第5条）。（『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P124参照）

問題 42 次のうち、成年後見登記事項証明書の交付事務を取り扱う組織として、正しいものを1つ選びなさい。

1. 法務局
2. 家庭裁判所
3. 都道府県
4. 市町村
5. 日本司法支援センター（法テラス）

問題 42 解説・引用

【正答】1

1. 正しい。成年後見人を審判し選定するのは家庭裁判所である、家庭裁判所が後見・保佐・補助の審判をした場合、原則として裁判所書記官の嘱託により後見登記ファイルに登記される。後見登記事務は法務大臣の指定する法務局等が行う事になっている。登記された証明書の交付は全国50か所の法務局・地方法務局でうけることができる。（『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P126参照）
2. 誤り。成年後見制度における家庭裁判所の主な役割は、成年後見人等の選任、解任、成年後見等にかかる事務の監督等の役割を担っている。（『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P112参照）
3. 誤り。登記された情報は法務省管轄の法務局で取り扱うため、住民票等とは異なり、都道府県ではなく国の出先機関でなければ交付することができない。（『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P126参照）
4. 誤り。登記された情報は法務省管轄の法務局で取り扱うため、住民票等とは異なり、市町村ではなく国の出先機関でなければ交付することができない。（『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P126参照）
5. 誤り。日本司法支援センター（法テラス）は、国によって設立された法的トラブル解決のための機関であり、経済的に余裕のない人が法的トラブルにあったときに、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士の費用などの立替えを行う民事法律扶助業務を実施している。成年後見制度においては、制度利用や申立ての相談に必要な費用の立替え等の役割を担う機関である。（『社会福祉学習双書2021 第13巻 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉』社会福祉法人 全国社会福祉士協議会P295参照）

【地域福祉と包括的支援体制】

問題 43 各福祉計画に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 市町村障害福祉計画は、各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数を定めなければならない。
2. 市町村障害児福祉計画は、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を定めなければならない。
3. 市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について策定する。
4. 市町村介護保険事業計画では、老人福祉圏域を定め、各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定める。
5. 一般事業主行動計画の策定義務のある事業主は、計画の公表及び労働者への周知が努力義務とされている。

問題 43 解説・引用

【正答】3

1. 誤り。障害福祉計画において、指定障害者支援施設の必要入所定員総数を定めなければならないのは、都道府県障害福祉計画である。（『新・社会福祉士養成講座⑩福祉行政と福祉計画 第5版』中央法規出版（2017）P204～208参照）
2. 誤り。障害児福祉計画は、児童福祉法に基づく計画であり、障害者総合支援法の地域生活支援事業の事項については、障害福祉計画に盛り込まれる内容である。（『新・社会福祉士養成講座⑩福祉行政と福祉計画 第5版』中央法規出版（2017）P204～208参照）
3. 正しい。子ども・子育て支援法 第61条に、「市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとする」と規定されている。（『新・社会福祉士養成講座⑩福祉行政と福祉計画 第5版』中央法規出版（2017）P230参照）
4. 誤り。老人福祉圏域を定めるのは、都道府県介護保険事業支援計画である。市町村介護保険事業計画は、日常生活圏域を定める。（「介護保険事業（支援）計画」厚生労働省老健局（令和元年9月13日付<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000547177.pdf>参照）
5. 誤り。一般事業主行動計画の策定義務のある事業主は計画の公表及び労働者への周知が義務とされ、一般事業主行動計画の策定が努力義務とされている事業主は、計画の公表及び労働者への周知が努力義務とされている。（「行動計画策定指針（抄）」（平成26年11月告示、令和3年2月改正）<https://www.mhlw.go.jp/content/000742420.pdf>参照）

問題 44 「市町村地域福祉計画策定状況等調査結果（令和4年4月1日時点）」（厚生労働省）に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 地域福祉計画の策定ガイドラインで定めている項目のうち、法定上必要となる5項目すべてを計画に位置付けている市町村は全体の約8割となっている。
2. 市町村の人口が「1万人未満」の策定率は7割程度であり、「5万人以上」の策定率は9割を超えており、規模が大きい市町村のほうが策定が進んでいる傾向である。
3. 「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り込むべき事項」として最も多く計画に位置付けられている事項は、「地域住民等が集う拠点の整備や既存施設の活用」である。
4. 地域福祉計画を策定している市町村のうち、内容を定期的に点検している市町村は、9割を超えている。
5. 評価委員会の開催回数は、年2回が最も多い。

問題 44 解説・引用

【正答】2

1. 誤り。地域福祉計画の策定ガイドラインで定めている項目のうち、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、「地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項」、「地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項」については、9割以上の市町村が計画に位置付けている。また、法定上必要となる5項目すべてを計画に位置付けている自治体は約7割となっている。（「市町村地域福祉計画策定状況等調査結果（令和4年4月1日時点）」（厚生労働省）<https://www.mhlw.go.jp/content/houkokusho1.pdf>参照）
2. 正しい。全1,741市町村のうち「策定済み」は84.8%となっている。「1万人未満」の策定率は7割程度であり、「5万人以上」は9割を超えている。市町村地域福祉計画策定状況等調査結果（「令和4年4月1日時点」）（厚生労働省）<https://www.mhlw.go.jp/content/houkokusho1.pdf>参照）
3. 誤り。地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務となった。さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載することとなり、全体の97.2%が盛り込んでいると回答している。具体的な内容で最も多いのは、「生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制」（83.4%）である。次いで、「地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用」（76.6%）となっている。（「市町村地域福祉計画策定状況等調査結果（令和4年4月1日時点）」（厚生労働省）<https://www.mhlw.go.jp/content/houkokusho1.pdf>参照）
4. 誤り。定期的な点検をしている市町村と回答したのは全体の約6割である。（「市町村地域福祉計画策定状況等調査結果（令和4年4月1日時点）」（厚生労働省）<https://www.mhlw.go.jp/content/houkokusho1.pdf>参照）
5. 誤り。評価委員会の開催回数に関しては、1年に1回開催しているが最も多い（「市町村地域福祉計画策定状況等調査結果（令和4年4月1日時点）」（厚生労働省）<https://www.mhlw.go.jp/content/houkokusho1.pdf>参照）

問題 45 事例を読んで、社会福祉協議会に配置されたA地域福祉コーディネーターの認識や行動として、適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

A（社会福祉士）は、地域福祉コーディネーターとして、地震の被災地であるB市の社会福祉協議会に配置され、災害支援に携わっている。

1. Aは、「妊産婦は、災害対策基本法における『避難行動要支援者』にあたることはない」と認識している。
2. 被災者のニーズは、被災後、時間の経過とともに変容するため、どのように変容しているのかを把握することが求められる。
3. 災害ボランティアセンターは、災害が発生すると必ず設置されるため、災害ボランティアセンターに所属する生活支援相談員との連携が求められる。
4. Aは、「災害対策基本法によると、市町村長は、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成しなければならない」との認識のもとに行動した。
5. Aは、「指定福祉避難所の受入対象は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者であり、その家族は対象でないため、家族と一緒に利用することを希望する高齢者等は、利用できない」と認識している。

問題 45 解説・引用

【正答】2

1. 適切でない。災害対策基本法における「避難行動要支援者」とは、「要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するもの」（災害対策基本法8条2項15号、49条の10 第1項）をいう。妊産婦は「その他の特に配慮を要する者」として、「避難行動要支援者」にあたる場合がある。
2. 適切。被災者のニーズは、変容するため、どのように変容しているかを把握し、それに応じた支援が求められる。（『新・社会福祉士養成講座⑨地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規出版（2015年）P301参照）
3. 適切でない。災害ボランティアセンターは、災害が発生しても必ずしも設置されるとは限らない。（『社会福祉学習双書2020⑧地域福祉論 改訂第11版』社会福祉法人全国社会福祉協議会（2020年）P327参照）
4. 適切でない。災害対策基本法49条の14 第1項本文は、「市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成するよう努めなければならない」と規定し、個別避難計画の作成は義務ではなく、努力義務である。
5. 適切でない。「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（内閣府）には、「指定福祉避難所の受入対象は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とし、その家族まで含めて差し支えない」（同ガイドライン9頁）とあるため、その家族も受け入れ対象である。（『福祉避難所の確保・運営ガイドライン』（内閣府）https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r3_hinanjo_guideline.pdf参照）

問題 46 共同募金に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 共同募金は、第二種社会福祉事業である。
2. 共同募金は、市町村の区域を単位として行われる。
3. 共同募金会は、共同募金を行うには、あらかじめ、市町村社会福祉協議会の意見を聴き、運営適正化委員会の承認を得て、目標額、受配者の範囲、配分方法などを定め、公告しなければならない。
4. 共同募金においては、寄附金の公正な配分に資するため、共同募金会に運営適正化委員会を置く。
5. 令和2（2020）年度における共同募金の募金実績額を、募集方法別でみると、最も大きな割合を占めるのは、戸別募金である。

問題 46 解説・引用

【正答】5

1. 誤り。共同募金は、第一種社会福祉事業である（社会福祉法113条1項）。
2. 誤り。共同募金は、都道府県の区域を単位として行われる（社会福祉法112条）。
3. 誤り。共同募金会は、共同募金を行うには、あらかじめ、都道府県社会福祉協議会の意見を聴き、及び配分委員会の承認を得て、共同募金の目標額、受配者の範囲及び配分の方法を定め、これを公告しなければならない（社会福祉法119条）。
4. 誤り。寄附金の公正な配分に資するため、共同募金会に配分委員会を置く（社会福祉法115条1項）。
5. 正しい。募集方法別でみると、戸別募金が約7割を占め、最も大きな割合を占める。（赤い羽根共同募金ホームページhttps://www.akaihane.or.jp/wp-content/uploads/toukei_r2_bokin1.pdf参照）

問題 47 地域福祉と社会福祉法に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 都道府県は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を行わなければならない。
2. 都道府県は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定しなければならない。
3. 市町村は、市町村地域福祉計画を策定しなければならない。
4. 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
5. 都道府県は、3年に1回、都道府県地域福祉支援計画を分析しなければならない。

問題 47 解説・引用

【正答】4

1. 誤り。市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を行うことができる（社会福祉法106条の4第1項）。従って、重層的支援体制整備事業は、市町村の任意事業である。
2. 誤り。社会福祉法106条の5第1項は、「市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、重層的支援体制整備事業実施計画を策定するよう努めるものとする」と規定している。
3. 誤り。社会福祉法107条2項は、市町村は、市町村地域福祉計画を策定するよう努める旨を規定する。従って、市町村地域福祉計画の策定は努力義務である。
4. 正しい。社会福祉法4条1項は、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」と規定している。
5. 誤り。社会福祉法108条3項は、都道府県は定期的に、策定した都道府県地域福祉支援計画分析するよう努める旨を規定している。従って、「定期的」かつ「努力義務」である。

問題 48 社会福祉協議会に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 1983年、都道府県社会福祉協議会が、社会福祉事業法（現在の社会福祉法）に規定された。
2. 災害対策基本法における「避難支援等関係者」に、都道府県社会福祉協議会が含まれる。
3. 1966（昭和41）年、国庫補助によって、都道府県社会福祉協議会に福祉活動専門員の配置が可能になった。
4. 市町村社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修を実施する。
5. 都道府県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度の実施主体である。

問題 48 解説・引用

【正答】5

1. 誤り。都道府県社会福祉協議会が、社会福祉事業法（現在の社会福祉法）に規定されたのは、1951年の社会福祉事業法制定時である。（『新・社会福祉士養成講座⑨地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規出版（2015年）P93参照）
2. 誤り。災害対策基本法における「避難支援等関係者」に含まれるのは、市町村社会福祉協議会である（災害対策基本法第49条の11第2項）。
3. 誤り。1966（昭和41）年、国庫補助によって、法人格を有する市町村社会福祉協議会に福祉活動専門員の配置が可能になった。（『新・社会福祉士養成講座⑨地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規出版（2015年）P93参照）
4. 誤り。社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修は、都道府県社会福祉協議会の事業である（社会福祉法110条1項2号）。
5. 正しい。生活福祉資金貸付制度の実施主体は、都道府県社会福祉協議会である。（厚生労働省『令和3年版厚生労働白書資料編』P211 <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/20-2/d1/08.pdf> 参照）

問題 49 地域福祉の学説に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 三浦文夫は、地方自治体における福祉政策の充実や住民自治を基底に据えた自治型地域福祉論を提唱した。
2. 真田是は、地域社会で発生する生活課題の解決を図るために、地域住民の主体的で協働的な問題解決プロセスを重視した。
3. 右田紀久恵は、生活課題を貨幣的ニーズと非貨幣的ニーズに分類し、後者に対応する在宅福祉サービスを充実することを重視した。
4. 牧里毎治は、1980年代初頭までの主な地域福祉論を、構造的アプローチと機能的アプローチに整理した。
5. 岡村重夫は、生活問題とその解決のための政策、そして地域社会の産業構造の変革も視野に入れた生活の共同的維持・再生産の地域的システムを重視した。

問題 49 解説・引用

【正答】4

1. 誤り。自治型地域福祉論を提唱したのは、右田紀久恵である。（『新・社会福祉士養成講座⑨地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規出版（2015年）P39参照）
2. 誤り。地域社会で発生する生活課題の解決を図るために、地域住民の主体的で協働的な問題解決プロセスを重視したのは、岡村重夫である。（『社会福祉学習双書2020⑧地域福祉論 改訂第11版』社会福祉法人 全国社会福祉協議会（2020年）P29～30参照）
3. 誤り。生活課題を貨幣的ニーズと非貨幣的ニーズに分類し、後者に対応する在宅福祉サービスを充実することを重視したのは、三浦文夫である。（『新・社会福祉士養成講座⑨地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規出版（2015年）P38参照）
4. 正しい。牧里毎治は、1980年代初頭までの主な地域福祉論を、構造的アプローチと機能的アプローチに整理した。（『新・社会福祉士養成講座⑨地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規出版（2015年）P38参照）
5. 誤り。生活問題とその解決のための政策、そして地域社会の産業構造の変革も視野に入れた生活の共同的維持・再生産の地域的システムを重視したのは、真田是である。（『社会福祉学習双書2020⑧地域福祉論 改訂第11版』社会福祉法人 全国社会福祉協議会（2020年）P28参照）

問題 50 日本の地域福祉の発展に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 1917（大正6）年、岡山県知事・笠井信一が、防貧対策として岡山県済世顧問制度を設置した。
2. 1908（明治41）年、中央慈善協会が設立され、初代会長に大原孫三郎が就任した。
3. 1992（平成4）年、全国社会福祉協議会は、「新・社会福祉協議会基本要項」を策定し、その中で初めて「住民主体の原則」を述べた。
4. 2008（平成20）年に出された「これから地域福祉のあり方に関する研究会報告書」では、地域住民の生活課題を踏まえ、公助を拡大することの重要性が述べられた。
5. 1921（大正10）年に、共同募金の取り組みは大阪で最初に実施され、それが現在まで続いている。

問題 50 解説・引用

【正答】1

1. 正しい。1917年、岡山県知事・笠井信一が、防貧対策として岡山県済世顧問制度を設置した。（『新・社会福祉士養成講座⑨地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規出版（2015年）P3参照）
2. 誤り。中央慈善協会の初代会長は、渋沢栄一である。（『新・社会福祉士養成講座⑨地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規出版（2015年）P3参照）
3. 誤り。「住民主体」の原則は、1962（昭和37）年に策定された「社会福祉協議会基本要項」で、既に打ち出されている。（『社会福祉学習双書2020⑧地域福祉論 改訂第11版』社会福祉法人 全国社会福祉協議会（2020年）P57, 65参照）
4. 誤り。「これから地域福祉のあり方に関する研究会報告書」では、地域における「新たな支え合い」（共助）の確立が提案された。（『新・社会福祉士養成講座⑨地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規出版（2015年）P10～11参照）
5. 誤り。共同募金の取り組みは、1921（大正10）年に長崎県社会事業協会が実施主体となって行ったのが、最初であったが、これは2回限りで終わっている。現在の共同募金は、1947（昭和22）年に「国民たすけあい運動」として創設されたものである。（『社会福祉学習双書2020⑧地域福祉論 改訂第11版』社会福祉法人 全国社会福祉協議会（2020年）P155～156参照）

問題 51 セツルメントに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. チャルマーズ (Chalmers, T.) が、ロンドンにトインビー・ホールを設立し、セツルメント運動を行った。
2. アダムス (Addams, J.) は、シカゴにハルハウスを創設した。
3. 片山潜は、岡山博愛会を設立した。
4. 留岡幸助は、東京の神田にキングスレー・ホールを開設した。
5. 中央慈善協会は、セツルメント運動の組織化を図ることを目的として設立された。

問題 51 解説・引用

【正答】2

1. 誤り。ロンドンにトインビー・ホールを設立し、セツルメント運動を行ったのは、バーネット (Barnett, S.) である。（『新・社会福祉士養成講座⑨地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規出版（2015年）P2参照）
2. 正しい。アダムス (Addams, J.) は、シカゴに、ハルハウスを創設した。（『新・社会福祉士養成講座⑨地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規出版（2015年）P2参照）
3. 誤り。岡山博愛会は、アダムス (Adams, A. P.) によって設立された。（『新・社会福祉士養成講座⑨地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規出版（2015年）P3参照）
4. 誤り。東京の神田にキングスレー・ホールを開設したのは、片山潜である。（『新・社会福祉士養成講座⑨地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規出版（2015年）P3参照）
5. 誤り。中央慈善協会は、国内外の救済事業の調査、慈善団体・慈善家の連絡調整・指導奨励などを目的として設立された。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P102～103参照）

【障害者福祉】

問題 52 「障害者総合支援法」の実施に関わる各機関の役割に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

(注) 「障害者総合支援法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のことである。

1. 市町村は、障害支援区分の認定のための調査を、指定特定相談支援事業者等に委託することができる。
2. 協議会の運営の中心的な役割については、地域包括支援センターが担うこととなっている。
3. 国、都道府県及び市町村は、自立支援給付に係る費用をそれぞれ2分の1、4分の1、4分の1ずつ負担する。
4. 地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針は、市町村が定める。
5. 市町村は、高次脳機能障害に対する支援普及事業などの特に専門性の高い相談支援事業を行う。

問題 52 解説・引用

【正答】 3

1. 誤り。市町村は、障害支援区分の認定のための調査を、指定一般相談支援事業者等に委託することができる。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P180～181参照）
2. 誤り。協議会の中心的な役割については、基幹相談支援センターが担い、相談支援事業所等と連携しながら、地域の関係機関のネットワーク化を推進していく。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P225参照）
3. 正しい。自立支援給付については、国は、市町村が支弁した費用について、障害者等の障害支援区分ごとの人数などを勘案して算定した額の2分の1（都道府県の負担は4分の1）を義務的経費として負担する。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P192参照）
4. 誤り。厚生労働大臣は、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付および地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針を定め、遅滞なく公表することとされている。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P192～193参照）
5. 誤り。都道府県は、地域生活支援事業として、専門性の高い相談支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業および派遣事業、意思疎通支援を行う者の派遣にかかる市町村相互間の連絡調整事業、広域的な支援事業の必須事業と、その他の任意事業を行う。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P143、186参照）

問題 53 事例を読んで、Gさんの今後の暮らしについて、F相談支援専門員が行う相談支援として、適切なものを1つ選びなさい。

【事例】

Gさん（35歳、女性）は、脊髄性筋萎縮症（SMA）により、現在、電動車椅子を利用し親元で暮らしている。これまで家族の介護を受けて生活してきたが、今後は親元を離れ、日中は創作活動などをしながら自分らしく自立した生活を送りたいと希望している。障害支援区分は6、電動車椅子を使って移動は可能であるが、四肢の機能低下は顕著な状態である。

1. 現在同居している家族の意向に沿って方針を立てる。
2. 最も身体的な状態を把握している、かかりつけ医師の意向に沿って方針を立てる。
3. 親元を離れたいという意向を尊重してグループホームへの入居を提案する。
4. 本人、関係者の参加による意思決定支援会議を開催する。
5. 本人の最善の利益を考え、安全面を重視して現状を維持した生活を勧める。

問題 53 解説・引用

【正答】4

1. 適切でない。現在同居している家族の意向を確認することは必要であるが、本人の気持ちに寄り添い、専門職の価値・倫理に沿った支援を展開する必要がある。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P212～215参照）
2. 適切でない。多職種連携により、役割分担を明確にした支援は重要であるが、医療の視点のみによって支援の方向性を決定することは適切とは言えない。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P244～266参照）
3. 適切でない。共同生活援助（グループホーム）には、介護サービス包括型、外部サービス利用型、日中サービス支援型の3種類があるが、いずれも本ケースにおける本人のニーズには合致していない。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P117～118参照）
4. 適切。2006年、国連総会において障害者の権利に関する条約が採択されて以降、日本においても様々な法整備が行われ、意思決定支援に基づく本人支援が中心となっている。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P13～14参照）
5. 適切でない。支援者にとって本人の最善の利益を検討することは重要であるが、自己決定支援の尊重、ストレングスに着目した支援も同様に大切な視点であり設問は適切ではない。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P232参照）

問題 54 発達障害者支援法の規定に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 発達障害者とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいう。
2. 都道府県知事は、発達障害者に対する専門的な就労に関する支援を障害者就業・生活支援センターに行わせることができる。
3. 市町村は、個々の発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保、就労定着のための支援に努めなければならない。
4. 市町村は、支援体制の課題を共有するとともに、関係者の連携の緊密化を図るため、発達障害者支援地域協議会を設置しなければならない。
5. 都道府県知事は、該当する者に精神障害者保健福祉手帳を交付する。

問題 54 解説・引用

【正答】1

1. 正しい。発達障害者支援法第2条第2項において、設問のとおり定義されている。なお、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう、とされている。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P59参照）
2. 誤り。発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うのは「発達障害者支援センター」である。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P61, P202参照）
3. 誤り。発達障害者支援法第10条において、国、都道府県が設問の内容について必要な支援に努めなければならないとされている。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P59～62参照）
4. 誤り。発達障害者支援法第19条の2において発達障害者支援地域協議会の設置は、都道府県の努力義務とされており設問内容は適切ではない。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P59参照）
5. 誤り。精神障害者保健福祉手帳については、発達障害者支援法ではなく、精神保健福祉法に定められている。なお、対象者は、知的障害者を除く精神障害者に対して交付される。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P56参照）

問題 55 障害者基本法に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 障害者の定義は、障害者差別解消法に規定されている障害者の定義より狭い。
2. 社会的障壁の定義において、社会における慣行や観念は除外されている。
3. 法の目的では、障害者本人の自立への努力について規定されている。
4. 障害を理由とする差別の禁止について規定がある。
5. 市町村は、市町村障害者計画の策定に努めなければならないと規定されている。

問題 55 解説・引用

【正答】4

1. 適切でない。障害者の定義は、障害者差別解消法と同じ内容である。平成23年改正において、発達障害者が明記され、精神障害者に含まれるとされた。さらに、これらの障害に限らず、「その他の心身の機能の障害」も広く含まれることが明記された。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P40参照）
2. 適切でない。「社会的障壁」を「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣習、観念その他一切のものをいう」とし、社会モデルの考え方を条文上で明記している。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P40参照）
3. 適切でない。平成16年改正において、「障害者基本法の一部を改正する法律案要綱」では、「第六 自立への努力（旧第六条関係）自立への努力の規定を削除すること」とされている。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P35及び障害者基本法第1条、「障害者基本法の改正について（平成16年6月、内閣府）<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/syogai/handbook/qa/>参照）
4. 適切。平成23年改正以前は、差別の禁止や防止については複数の条文に分散されて規定されていたが、第4条全体が、差別に関する規定に充てられるようになった。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P41参照）
5. 適切でない。法律第11条3項において、市町村は障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、「市町村障害者計画」を策定しなければならないこととされている。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P45～47参照）

問題 56 「障害者虐待防止法」に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。
(注) 「障害者虐待防止法」とは、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」のことである。

1. 養護者による障害者虐待は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4種類であると定義されている。
2. 障害者福祉施設従事者等により虐待を受けたと思われる障害者を発見したものは、速やかに、市町村に通報する義務がある。
3. 使用者による虐待の通報では、市町村から都道府県に通報する義務はあるが、都道府県からさらに都道府県労働局に報告する義務はない。
4. 養護者による虐待を受けたと思われる障害者を発見したものは、速やかに、これを都道府県に通報する義務がある。
5. 学校、保育所、医療機関においても虐待に関する通報義務が課されており、通報件数は年々増加している。

問題 56 解説・引用

【正答】2

1. 誤り。法律第2条6から8において、障害者虐待の行為の種類として、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、経済的虐待が規定されている。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P64参照）
2. 正しい。設問のとおりである。なお、虐待を受けた障害者自身が市町村に届け出ることもできる。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P65～66参照）
3. 誤り。通報を受けた市町村は、都道府県に通知する義務がある。また、虐待の通報や届け出または市町村からの通知を受けた都道府県は、虐待に関する事項を、管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P66～67参照）
4. 誤り。養護者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、市町村に通報する義務がある。障害者虐待を受けた障害者自身が市町村に届け出ることもできる。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P64～65参照）
5. 誤り。学校、保育所、医療機関における障害者の虐待防止等に関しては、障害および障害者に関する理解を深める研修の実施など虐待の防止に必要な措置等は求められているが、通報の義務が課されていない等の課題を抱えている。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P68参照）

問題 57 地域障害者職業センターに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 就業面と生活面の一体的な相談、支援を行う。
2. 就業支援ワーカー、生活支援ワーカーが配置される。
3. 労働基準法に規定されている。
4. 職業リハビリテーションの中核的な役割を担っている。
5. 全国47都道府県に設置されている。

問題 57 解説・引用

【正答】5

1. 誤り。設問は、障害者就業・生活支援センターの内容である。国と都道府県から委託を受けた社会福祉法人やNPO法人により運営され、雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携を図る。（『最新・社会福祉士養成講座⑧障害者福祉』中央法規出版（2021年）P184参照）
2. 誤り。設問は、障害者就業・生活支援センターの内容である。2～7名の就業支援ワーカーと1名の生活支援ワーカーが配置され、働くための支援と働き続けるための就業面と生活面の一体的な相談、支援を行っている。（『最新・社会福祉士養成講座⑧障害者福祉』中央法規出版（2021年）P184参照）
3. 誤り。地域障害者職業センターは、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）に規定されており、障害者に対する職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職業講習等を行う。（障害者の雇用の促進等に関する法律 第22条参照及び『最新・社会福祉士養成講座⑧障害者福祉』中央法規出版（2021年）P174参照）
4. 誤り。職業リハビリテーションの中核的な役割を担っているのは、障害者職業総合センターである。（『最新・社会福祉士養成講座⑧障害者福祉』中央法規出版（2021年）P184参照）
5. 正しい。障害者職業カウンセラー等の専門職を擁し、ハローワークと密接な連携を図りながら、専門的な職業リハビリテーションを実施する。（『最新・社会福祉士養成講座⑧障害者福祉』中央法規出版（2021年）P184参照）